

## 平成30年度

## 後期高齢者医療保険制度の保険料と軽減措置

栃木県後期高齢者医療広域連合

☎028・627・6805

保険年金課・☎202184

## 保険料率が変わりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に一度見直されます。今回は賦課限度額が変更(引き上げ)になりました。

年度	28・29年度	30・31年度
均等割額	43,200円	43,200円
所得割率	8.54%	8.54%
賦課限度額	57万円	62万円

## 元被扶養者の軽減措置

均等割額は…軽減割合は5割に

年度	29年度	30年度
均等割額	7割軽減	5割軽減
所得割額	負担なし	負担なし

所得の低い方で均等割額9割、8.5割軽減に該当する場合は、そちらが優先されます。

## 低所得者の軽減措置

均等割額は…軽減割合は据え置き

世帯の合計所得(年金収入などから公的年金等控除額などを差し引いた額)が	本則	特例
[基礎控除額33万円+軽減判定所得50万円×被保険者数]を超えない世帯 (1万円アップ)	2割軽減	対象を拡充
[基礎控除額33万円+軽減判定所得27万5千円×被保険者数]を超えない世帯 (5千円アップ)	5割軽減	
[基礎控除額33万円]を超えない世帯	7割軽減	8.5割軽減
さらに、被保険者全員の年金収入が80万円以下の世帯(その他の所得がない場合)		9割軽減

所得割額は…軽減措置がなくなります

特例措置で…総所得金額などから基礎控除(33万円)を差し引いた額が58万円以下の方は2割軽減されていましたが、その軽減措置がなくなります。

納税通知書を送付します  
軽自動車税(市税)

税務課・☎202121

対象 4月1日現在

在で原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車、軽自動車を所有している方

発送日 5月11日(金)

納期限 5月31日(木)

※軽自動車税には月割課税の制度はありません。

納付方法 納税通知書に記載されている金融機関、コンビニエンスストアで納付

▼重課税率

新車登録から13年を経過した軽四輪車(三輪含む)には「重課税率」が適用されます。

▼グリーン特例

29年4月1日から30年3月31日までに新車登録した軽四輪車(三輪含む)のうち、環境負荷の小さい車両は今年度に限り減額されます。

▼障がい者減免制度

身体などに障がいのある方が所有する車両などで、一定の要件に該当すれば、申請により減

税務署での面接相談は  
電話でご予約を

足利税務署・☎413151

税務署での面接相談は、待ち時間なくご案内するため『事前予約制』としています。電話でのご予約をお願いします。

※税金の納付相談は、事前予約の必要はありません。



免されますのでご相談ください。  
申請期限 5月24日(木)

納税通知書を送付します  
自動車税(県税)

安足県税事務所

☎0283・231411

発送日 5月2日(水)

納期限 5月31日(木)

納付方法 納税通知書に記載されている金融機関、コンビニエンスストアで納付

※その他の納付方法など詳しくは納税通知書をご覧ください。

▼障がい者減免制度

軽自動車同様減免制度がありますので同事務所(佐野市堀米町)にご相談ください。

申請期限 5月31日(木)



障がいのある方の安心した日常生活をサポート

# 心身障がい児者の福祉サービス

障がい福祉課  
☎202134

サービスの内容によっては障害者手帳(身体障害者・療育・精神障害者保健福祉)の交付を受ける必要があります。

## 障害者総合支援法のサービス

自己負担額は費用の1割です

- ※市民税非課税の障がい者、障がい児の保護者はサービスにより負担軽減があります。
- ※難病患者の方もサービスを利用することができます。
- ※介護保険の対象者は介護保険のサービス(介護や福祉用具の貸与)が優先されます。

**障害福祉サービス** ホームヘルパーの派遣、短期入所、就労移行支援など

※サービス内容によっては障害支援区分の認定が必要です。

➔上記の申請は右記相談窓口

**障害者移動支援** 外出の付き添いなど

**日中一時支援** 日中に短時間のお預かり

**訪問入浴** 事業者が浴槽を持って自宅へ訪問

**福祉ホーム** 自宅生活が困難な方に居室を提供

**社会参加促進** 自動車改造費用の助成など

**日常生活用具の給付** 日常生活に必要な生活用具の給付(ストーマ装具、紙おむつを含む)

**補装具費の支給(購入・貸与・修理)** 身体の機能障がいを補うために必要な補装具費の支給

※日常生活用具、補装具は種目により障がい名、等級、年齢などによる対象要件があります。事前に必ずご相談ください。

➔上記の申請は障がい福祉課(本庁舎1階・窓口23番)

## 各種手当

**特別障害者手当**  
20歳以上で常に特別な介護を必要とする在宅の重度心身障がい者

**障害児福祉手当**  
20歳未満で常に介護を必要とする在宅の重度心身障がい児

**特別児童扶養手当**  
20歳未満の心身障がい児を養育している方  
※内部疾患・精神障がいの方も該当する場合があります。

➔上記の申請は障がい福祉課(本庁舎1階・窓口23番)

## 減免・割引

**有料道路通行料金の割引**  
障がい者本人が運転か、障がい者に乗せて介護者が運転する場合

**NHK受信料の免除**  
半額免除=視覚、聴覚または重度の心身障がい者が契約者で世帯主の場合  
全額免除=身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市民税非課税の場合

## その他

**意思疎通支援**  
聴覚障がい者のために手話通訳者や要約筆記者を派遣

➔社会福祉協議会  
☎440529

**点訳・音訳あしかがみ**  
視覚障がい者のために点訳版・音訳版の広報紙を郵送

➔視覚障害者福祉ホーム  
☎412200  
※障がい福祉課窓口にもあります。

## 相談窓口

▶障がい児者全般  
足利市障がい者基幹相談支援センター  
☎440307

毎週月曜日の午前9時30分～正午は、障がい福祉課(本庁舎1階・窓口23番)でも相談を行っています。

▶精神障がい者  
地域活動支援センター・あしかが  
☎412643

地域活動支援センター・ハートランド  
☎700811

▶就業相談  
両毛圏域障害者就業・生活支援センター  
☎442268

## 相談内容

- \* 仕事や人間関係などに関する相談や助言
- \* 医療・保健・福祉などの専門機関との連携や紹介など
- \* 就業に関する相談や助言、職業準備訓練のあっせんなど

